

# 垂水市禁煙外来治療費助成金交付事業



禁煙を考えている方に  
禁煙外来治療費の一部助成します！

## 対象者

令和8年度に健康チェックを受診した方で医療機関が実施している医療保険の適用を受ける禁煙外来治療を受診する方。  
※治療途中で治療を断念した方は対象となりません。

## 助成額

禁煙外来治療の初診から完了までの自己負担額の1/2（上限1万円）

## 手続きの流れ

本市に事前に「登録申請書」を提出

事前に登録申請が必ず必要

### 【申請方法】

令和8年度の健康チェックを受診後、1か月以内に保健課にて登録申請が必要です。

市より「登録決定通知書」を受けとる。

### ① 登録通知書受取後、1か月以内に医療機関へ受診。

医療機関へ予約時に医療保険の適用を受ける禁煙外来治療が可能かを確認。  
※医療保険の適用を受けない治療については、対象となりません。

禁煙外来治療開始

### ② 全ての治療が完了後、1か月以内に下記の書類を保健課へ提出。

- ① 登録決定通知書
  - ② 医療機関、薬局から発行された領収書及び診療明細書の写し
  - ③ 振込口座の写し
- ※途中で治療を断念された方は助成の対象にはなりません。

助成を希望される方は、登録申請が必要です。  
必ず保健課まで問い合わせてください。

